

## 東京都北区医療機関物価高騰対策支援金支給要綱

5 北康推第6286号  
令和5年6月29日 区長決裁  
改正5 北康推第6502号  
令和5年10月10日 区長決裁  
改正5 北康推第6667号  
令和5年12月12日 区長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍におけるエネルギーコスト及び食材費の高騰の影響を受けている区内医療機関等の事業継続支援を目的として実施する物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の支給に必要な事項を定めることを目的とする。

### (支給対象医療機関等)

第2条 支援金の支給を受けることができる医療機関等は、令和5年10月1日（病院にあっては、同年7月1日）現在、北区内に開設している次に掲げる医療機関等とする。ただし、国、東京都及び東京都北区が開設しているものを除く。

- (1) 病院（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に定める保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）に限る。）
- (2) 有床診療所、無床診療所及び歯科診療所（保険医療機関に限る。）
- (3) 有床助産所及び無床助産所（医療法（昭和23年法律第205号）第2条第1項に定める助産所に限る。）
- (4) 薬局（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に定める保険薬局に限る。）
- (5) 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定に基づき開設している施術所であり、療養費の受領委任の取扱いを行う施術所又は償還払いによる保険診療を行っている施術所に限る。）

### (病院の支給対象経費)

第3条 病院に対する支援金の支給額を算定する際に対象となる経費は、前条の規定により支援金の支給対象となる病院に係る令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に要した食材費及び光熱費と令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に要することが見込まれる食材費及び光熱費との差額（以下「影響額」という。）とする。

(支援金の支給額)

第4条 支援金の支給額は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	支給額
100病床未満の病院	100万円。ただし、別記第1号様式(別紙)物価高騰影響額算定シート(以下「算定シート」という。)により算出した影響額が100万円を下回る場合は、当該影響額
100病床以上の病院	病床の数に1万円を乗じた金額。ただし、算定シートにより算出した影響額が当該金額を下回る場合は、当該影響額
有床診療所 有床助産所	10万円に、1床当たり1万円を加えた金額
無床診療所 歯科診療所 無床助産所	10万円
薬局	3万円
施術所	1万5千円

(支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東京都北区医療機関物価高騰対策支援金支給申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)

を、令和6年3月8日までに区長に提出するものとする。

2 支援金の申請は、1医療機関等につき1回限りとする。

(支給決定等及び支給)

第6条 区長は、申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認める場合には、支援金を支給することを決定し、その結果を東京都北区医療機関物価高騰対策支援金支給決定通知書(別記第2号様式。以下「支給決定通知書」という。)により、当該申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の審査の結果、支給することが適当でないと認めるときは、その旨を東京都北区医療機関物価高騰対策支援金不支給決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により支給することと決定した場合は、申請者からの東京都北区医療機関物価高騰対策支援金請求書(別記第4号様式)の提出に基づき、支援金の振込みを行うものとする。

(検査等)

第7条 支給決定者は、区長が支援金に係る事業の運営、経理等の状況について検査又は報告を求めた場合は、これに応じるものとする。

(消費税及び地方消費税の報告)

第8条 支給決定者は、支給決定通知書に係る経費の確定後、消費税及び地方消費税の申告により支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記第5号様式。以下「報告書」という。)を区長に提出するものとする。

2 区長は、報告書の提出により、支給決定通知書に係る経費について、仕入税額控除があることを確認した場合には、当該消費税及び地方消費税の仕入控除税額相当額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(支援金の返還)

第9条 区長は、支援金の額が確定した後、返還させるべき額があるときは、期限を定めて支援金の返還を命じるものとする。

2 区長は、支援金の支給を受けた後に、支給対象の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者に対しては、支給を行った支援金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、健康部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年6月29日から施行する。
- 2 この要綱は、第8条及び第9条の規定による返還の全てが完了した日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年12月14日から施行する。